



(議会基本条例第7条4号)

受付番号	江議第 36 号
受付日	27年1月22日
送付日	27年1月23日
答弁期日	年 月 日
答弁受理日	27年1月10日

江田島市議会議長 山根 啓志 様

会派名 政友会

質問者氏名 山本 秀男

文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

(1) 質問事項

深江老人集会所増改築事業の当初計画から施工予定について

(2) 質問の要旨

この事業は、当初予算1242万円を計上、9月補正で約3300万円の追加さらには12月議会で総額5450万円となり、平成27年度の2ヶ年事業となった。9月議会での説明は地元調整により増築約70m²改修約100m²になり追加補正し、今年度で完了したい旨の説明であった。

さらに12月議会でも追加補正し2年の継続事業となった。事業計画について疑問を感じるものでそこで次の点について伺う

①地元との協議内容を具体的に

②計画と予算要求までのプロセスおよび工事監理計画

③今回の反省点と今後の事業計画

(3) 答弁期日を指定する理由





(様式第2号)

平成27年2月10日

江田島市議会議長 山根啓志様

江田島市長 田中達
(担当部局:企画部)



文書質問答弁書

江田島市議会基本条例第7条第4号及び第5号の規定に基づく、山本秀男議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

深江老人集会所増改築事業の当初計画から施工予定について

(2) 答弁内容

市は現在、深江地区を公共施設の再編整備のモデル地区として取り組んでいます。

その中で、深江老人集会所は地区の中心施設として、集会やコミュニティ機能の維持・確保を図るために増改築を行うこととし、先日着工しました。

また、市の方針として、コミュニティレベルの集会施設については1地区1施設を原則としていることから、地区内にある新開老人集会所及び大附老人集会所を地元へ移管することとしています。

まず①の地元との協議内容についてです。

深江地区の協議開始は、平成25年6月に地元の団体等が利用していた旧深江保育園が老朽化のため供用不可となったことからです。これを受け、市は7月に市の公共施設再編整備方針案を示しつつ、地区内施設のあり方について地元との意見交換を行ってまいりました。

10月には、中心施設となる深江老人集会所の整備と2つの老人集会所を地元移管とする基本的な合意を得て、整備に関する地元要望等を受けました。

この協議・要望を基に、市内部では建築担当の都市整備課に協力を得ながら、基本設計を行い、平成26年度当初予算要求を行いました。

当初予算が確定後の平成26年4月に、地元と基本設計の平面図を基に配置や設備等について協議を行い、5月に実施設計の発注となりました。

実施設計契約後の7月に地元との修正協議をもって要望内容についてはほぼ確定し、8月には9月補正予算要求と地元との最終平面図の確認を行いました。

27.2.10
2015

②計画と予算要求までのプロセスおよび工事監理計画については、別紙1及び別紙2のとおりです。

次に③の今回の反省点と今後の事業計画についてです。

今回の根本的な原因是、平成26年度の1年間に実施設計と施工を行うこととした厳しい工程を組んだことです。

地元協議と並行して実施設計を行ったことや、設計の前半に耐震診断（2次診断）を行う必要があり、日程的に本体設計の進捗率が低い状況で9月補正予算手続きを行ってしました。

地元の皆様により早く良い環境を提供したいとの思いがあり、正確に積み上げた実施設計の完了を待たないまま、9月の補正予算へ計上したことが大きな反省点です。

また、市として関係各課（政策推進課、都市整備課、高齢介護課）が、実施にむけて地元協議から予算編成まで常に連携をして取り組んできたとの思いはありますが、結果的に当初予定していた工期が遅延し、地元にご迷惑をおかけしてしまいました。

今後は、基本設計、実施設計、工事施工を各1年として3年間を計画の基本としながら、地元調整や諸事情を踏まえてバランスよく計画を立案し推進してまいります。

また、市内部の連携をより強化した体制を検討し、今後も連携不足が生じないよう取り組む所存です。

深江老人集会所増改築工事計画と予算要求の推移

1 工事費推移

項目	当初予算	9月 補正予算	12月 補正予算	不足額 (9月-12月)	備考
建築	11,340	22,248	31,452	▲9,204	
電気	建築に含む	4,860	8,385	▲3,525	
機械	建築に含む	3,240	6,866	▲3,626	
外構	1,080	2,700	6,297	▲3,597	
総計	12,420	33,048	53,000	▲19,952	

2 当初及び変更理由

(1) 当初予算

- まちづくり協議会事務室の増築。
- 施設のバリアフリー化（玄関スロープ設置、トイレの改修、廊下等段差の解消）。
- 調理室の改修（流し台の取替え）。

(2) 当初予算から9月補正予算へ

- 既存建物に建築基準法上不適正な壁（コンクリートブロック積）が存在していることから、撤去が必要。
- 不適正壁の撤去にあわせて、地元要望である身体障害者用便所の設置等の間取り変更。
- 補正予算の額算出時において実施設計の進捗率は30%で、数量算出まで至っていなかったが、年度内完成を目指し、過去の同種工事の実績等により工事費を計上。

(3) 9月補正予算から12月補正予算へ

- 9月補正額算出時において、当該建築物が公共建築物としての耐久性・安全性・利便性に配慮した仕様であること及び小規模建築物の増改築であることから工事費の割増が必要であるが、それが考慮されていなかった。【見込み不足分：9,400千円】
- 設計単価については、見積に依存する割合が高いこと及び使用資材が少數かつ多品目にわたるため割高となり工事費が上昇。（依頼先は地元優先）【見積単価分：4,300千円】
- 建築プランが確定し設計を進める中で、既存設備について9月補正予算時に見込んでいなかった改修が必要。（分電盤の取替、外部排水移設、支障物移転）【追加工事分：6,300千円】

深江老人集会所増改築工事監理計畫